

AI時代の知的財産権検討会（第13回・2026年8月18日）調査報告

Executive Summary

2026年8月18日10時から12時、内閣府知的財産戦略推進事務局を事務局とする「AI時代の知的財産権検討会」第13回がオンラインで開催された。最大の議題は、2025年12月から検討されてきた「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」のパブリックコメント後の修正版である。政府公式サイトは第13回資料を掲載し、知的財産戦略本部トップページも8月18日の開催を告知している。¹

最も重要な結論は、「新たな著作権法制が8月18日に成立した」のではなく、法的拘束力のないソフトロー型コードについて、有識者会議が大筋で了承し、正式決定を政府・座長側に委ねた段階だという点である。読売新聞は「目立った異論はなく座長一任となり、事実上了承」、時事通信は「大筋で了承」、共同通信は「おおむね了承。近く正式決定」と報じている。したがって、**2026年8月19日現在、会合資料はなお「案」であり、正式版の採択文言・施行日を確定事項として扱うべきではない。**²

コードの骨格は、①生成AIモデル・学習データ・収集方法・知財保護措置等の概要開示、②一定の要件を満たす権利者からの学習データ照会への対応、③一定の要件を満たすAI利用者からの照会への対応という三原則である。事業者一律の強制開示を課すのではなく、「コンプライ・オア・エクスプレイン」、すなわち原則を実施するか、実施しない場合には理由を説明する方式を採用。コードを受け入れる事業者については、ウェブサイト受入れ・対応状況を公表し政府に届け出る設計が示されている。³

第13回で実務上特に重要な修正は、企業法務専門媒体CODEの会合報道によれば、**受託・研究開発を対象外とする方向に適用範囲が絞られた一方、日本向けサービスを展開する海外事業者は対象に残ったことである。**政府は早ければ今秋にも適用開始を想定していると報じられている。ただし、これは8月18日の会合報道に基づくものであり、正式版公布前のため最終条文との差異には注意が必要である。⁴

企業にとっての意味は、単なる「著作権部門の新ガイドライン」にとどまらない。直接対象となるAI開発者・提供者では、学習データ台帳、クローラ管理、ライセンス・robots.txt等の権利留保対応、ログ保存、権利者照会窓口、説明文書、第三者モデルとの情報連携までが知財・法務・AIガバナンスの共通業務になる。一般企業も直接の名宛人でない場合が多いが、AIサービスの調達条件、契約上の情報提供権・補償、生成物利用ルール、権利侵害調査、AIベンダーの選定基準に波及する可能性が高い。Baker McKenzieも、透明性がサービス選定や取引先評価に利用され得ると分析している。⁵

反響は「透明性そのものには概ね賛成だが、どこまで、誰が、どの粒度で開示するか」で二分されている。権利者側では日本新聞協会がコードを「知的財産の適切な保護を一步前進させる」ものと評価する一方、任意ルールでは不十分として、海外事業者への実効性確保や将来的な法制化も要求した。AI事業者側ではAIガバナンス協会が目的には賛同しつつ、API利用者等には把握できない情報まで求め得ること、営業秘密・競争力・照会対応コストを理由に対象範囲縮小を要求した。⁶

実務上、企業が今すぐ着手すべき事項は、**「自社がコードの直接対象か」を判定することより先に、自社が利用・提供・開発している生成AIとデータの流れを棚卸しすることである。**直接対象外でも、サプライヤーから情報を取得できなければ顧客・権利者への説明ができないからである。特に、①AIシステム・モデル台帳、②学習・RAG・評価データの権利台帳、③ベンダー契約上の情報提供条項、④権利者照会・紛争時の証

拋保存、⑤生成AI利用規程、⑥知財出願前のAI関連情報公開管理、を6か月以内の優先課題とすることを推奨する。これは、第13回資料が透明性、データ由来、説明可能な体制、知財保護措置を中心に据えていることから導かれる実務的推論である。 7

事実確認と一次資料

開催概要

項目	確認結果
会合	AI時代の知的財産権検討会（第13回） 8
開催日時	2026年8月18日（火）10:00～12:00。政府の開催告知・議事次第で確認できる。 9
開催方式	オンライン開催と時事通信が報道。 10
主体	知的財産戦略本部の下で開催される「AI時代の知的財産権検討会」。事務局は内閣府知的財産戦略推進事務局。 11
座長	渡部俊也・東京科学大学副学長。公式委員名簿および8月18日報道で確認。 12
中心議題	パブリックコメントを踏まえて修正した生成AI知財・透明性「プリンシプル・コード（仮称）（案）」の検討。 13
会合の結論	大筋・おおむね了承。読売は「座長一任」と報道。政府が近く正式決定する段階。 2

委員構成

政府公式の委員資料は13名の構成を示しており、座長の所属は2025年10月24日時点の更新で東京科学大学副学長となっている。以下は「検討会の委員」であり、**第13回当日の全員の实出席を意味しない**。8月19日時点で筆者が取得できた公式情報では、当日の出欠一覧を確定できる議事録本文が検索取得できていないためである。 14

委員	主な所属・立場	区分
渡部俊也（座長）	東京科学大学 副学長	学界・知財政策 15
上野達弘	早稲田大学、著作権法研究者	学界・法学 16
江間有沙	東京大学、AI倫理・ガバナンス研究	学界 16
岡崎直観	東京科学大学、自然言語処理・AI研究	学界・AI技術 17
岡田淳	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業、弁護士	法律実務 18
岡田陽介	株式会社ABEJA代表取締役CEO	AI企業 19
奥邨弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	学界・著作権法 16
佐渡島庸平	株式会社コルク代表取締役社長	コンテンツ企業 19
新清士	デジタルハリウッド大学大学院教授、AIコンテンツ開発	学界・AI/ゲーム 20

委員	主な所属・立場	区分
竹中俊子	ワシントン大学ロースクール等	学界・国際知財 16
田村善之	東京大学大学院法学政治学研究科教授	学界・知財法 16
福井健策	骨董通り法律事務所、弁護士	法律・コンテンツ実務 16
福田昌昭	Preferred Networks	AI企業 16

第13回当日の**政府側の個々の出席者氏名、関係省庁の出席者氏名については未確認**である。公式開催告知から内閣府知的財産戦略推進事務局が事務局であることは確認できるが、特許庁、経済産業省、文化庁等の担当者の個人名を、現時点で確実に裏づける資料は取得できなかった。議事録公開・安定取得後に更新すべき項目であり、推測で氏名を補うことは避ける。 9

第13回の主要配布資料

資料	内容と意味
資料1「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）（パブリックコメント時点からの修正）」	第13回の中心文書。検索インデックスで政府公式PDFを確認できる。3原則、対象範囲、コンプライ・オア・エクスプレイン、例外等の修正版。 21
参考資料1「プリンシプル・コード（仮称）（案）概要開示対象事項 具体例」	原則1の開示事項について、企業がどの程度の情報を示すかを具体化する補助資料。社内のAI transparency statement作成に実務上重要。 22
参考資料2「知的財産推進計画2026（抜粋）」	コードを日本のAI・知財政策全体の中に位置づける資料。知的財産推進計画2026は2026年6月12日公表。 23

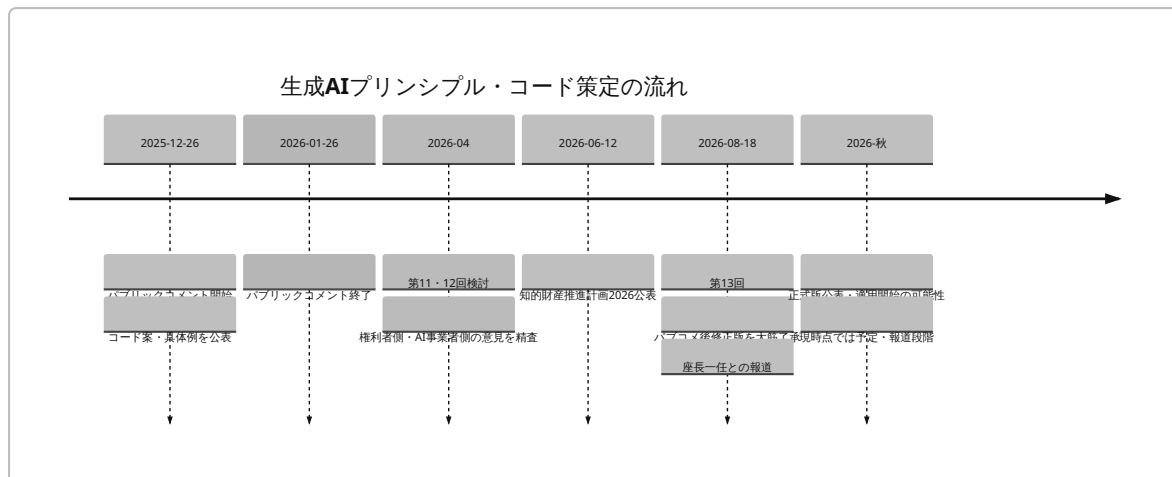
なお、政府の第13回「資料1」と「参考資料1」の直接PDFは検索エンジン上では公式資料として索引されている一方、8月19日の調査時に直接取得を試みると404となるケースが確認された。会合ページ自体は索引されているため、**公式資料が存在しないという意味ではなく、政府サイトの深いURLの一時的な取得不整合とみるのが妥当**である。最終版を社内規程に転載・引用する際は、後日公式ページから再取得して版管理すべきである。 24

比較の基準として確実に全文取得できるのが、2025年12月26日にe-Govで公示されたパブリックコメント版である。同版は、AI法、EU AI Act、スチュワードシップ・コード等を参照し、目的を

「生成AI技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立」

と定める。 25

このパブコメは2025年12月26日から2026年1月26日まで行われ、その後、第12回検討会等で権利者・AI事業者双方の意見が整理された。Baker McKenzieは寄せられた意見が2,000件を超えたと報告し、透明性の必要性には共通理解があるものの、その実施方法で大きく立場が分かれたと分析している。 26



この最終部分の「秋」は、政府の正式な施行公告済み日付ではない。CODEは「今秋にも適用」、委員の新清士氏も会合当日に「秋をめどに正式版が公表予定とのこと」と発信しているため、現段階では**政策スケジュールの見込み**として扱うのが安全である。²⁷

会合内容と合意点

第13回で維持された基本構造は、「透明性」を権利保護のためのインフラとして使う発想である。従来のパブコメ案は、生成AI事業者に、モデルやデータのすべてを強制的に公開させるのではなく、可能な範囲で情報を公開し、対応しない項目があれば説明させる。パブコメ版はコンプライ・オア・エクスプレインを、

「原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明」

する手法と説明している。²⁸

原則1——一般公開型の透明性・知財保護情報。 パブコメ版では、利用モデルの名称・バージョン・来歴、アーキテクチャ・設計仕様、利用規約、トレーニング方法、学習・検証データの種類の、公開・非公開データセット、合成データ、クローラ、トレーサビリティ、知財保護方針・責任体制等を公開対象の候補としている。知財保護措置としては、ペイウォールや機械可読な意思表示への配慮、海賊版サイトからのデータ収集回避、一定の学習ログ、侵害出力を抑制する技術、電子透かしやC2PA等の来歴技術、権利者窓口などが想定された。第13回後の共同通信報道も、クローラ等の収集方法の公開と海賊版サイトからの収集回避を主要事項として報じており、この骨格は維持されたと判断できる。²⁹

パブコメ版には知財面の基本姿勢として、

「他者の知的財産権を侵害しないこと」

が掲げられている。ただし、これは「学習に著作物が一切含まれてはならない」という意味ではない。日本の著作権法には機械学習等について一定の権利制限規定があり、コードはその既存法体系を置き換える法律ではなく、透明性・説明責任を上乗せするソフトローとして設計されている。この法体系との関係自体がパブコメの主要争点となった。³⁰

原則2——権利者照会。 パブコメ版では、訴訟提起、調停、ADR等を実際に行っている、または準備している権利者、その弁護士等が一定の条件を満たす場合、指定するURL等が学習・検証データに含まれるかなどを照会できる設計である。照会者の地位、利用目的、目的外利用しない旨、対象データとの関係などを示すことが条件とされていた。第13回後の共同・読売報道も、一定条件下で権利者からの照会に応じることを柱としている。³¹

原則3——生成AI利用者からの照会。 パブコメ版では、AIで画像等を生成した利用者が、生成物と同一・類似のコンテンツをウェブ上で発見した場合などに、プロンプト、生成物、URL、目的等を示して、対象URLがモデル学習に関係していたか等を問い合わせる仕組みが想定されている。事業者側には濫用的照会を防ぐ手数料・件数制限等も認めつつ、照会を実質的に困難にしないことが求められていた。 32

この原則3は特に重要で、従来、利用企業が「この生成物を商用利用してよいのか」「既存作品との類似は偶然か、学習由来の可能性があるのか」を調べようとしても、モデル提供者との情報非対称が大きかった。それを部分的に埋めることを狙う。ただし、モデル出力と特定学習データとの因果関係を技術的に一意に追跡できるとは限らず、Baker McKenzieもパブコメの大きな対立点としてこの技術的制約を挙げている。 33

適用範囲の修正も第13回の焦点である。もとのパブコメ版では「生成AI開発者」「生成AI提供者」を広く定義し、自家利用や単一顧客向けの限定的ケースを除外する整理であった。日本国内に本店等を持たない企業であっても、日本向けにシステム・サービスを提供すれば対象とする考え方も示されていた。 25

第13回についてCODEは「受託・研究開発は対象外、海外勢にも適用」と報じた。この修正は、APIを利用しているだけの下流事業者や、研究段階・一対一の受託案件に同じレベルの透明性負担を課すことへの批判を一定程度反映したものとみられる。この点はAIGAがパブコメで「対象範囲は極力最小限にとどめるべき」と求めていた論点でもある。 34

合意・採択状況を厳密に整理すると、次のとおりである。

論点	8月18日時点の状態
3原則の基本構造	維持され、大筋で了承されたと報道。 35
コンプライ・オア・エクスプレイン	維持。法的拘束力を伴う一律強制ではない。 10
海外企業への適用	日本向けに提供する海外事業者も対象。 36
受託・研究開発	第13回修正版では対象外とCODEが報道。正式版確認要。 37
罰則	設けない方向。法的拘束力のない行動指針。 38
正式採択	未了。 読売は座長一任・事実上了承、共同は「近く正式決定」と報道。 39
適用時期	今秋が有力と報道・委員発信。ただし正式日付は未確定。 27

したがって、「8月18日に採択された正式文言」を現時点で逐条引用することは適切ではない。**確認できるのは“パブコメ後修正版が大筋了承され、最終調整を座長・政府に委ねた”というプロセス上の合意までである。** また、正式議事録本文が調査時点で安定して取得できないため、委員ごとの個別発言をあたかも逐語的に再現することは避けるべきである。 40

反響分析

第13回直後の反響には大きな特徴がある。会合の翌日である2026年8月19日時点では、反応の多くは「新たな対立が第13回で突然発生した」というより、2025年12月から2026年4月のパブコメ・ヒアリングで明らかになっていた**権利者側とAI事業者側の対立が、修正版をどう評価するかという形で現れている。** Baker McKenzieは7月時点ですでに、「透明性は重要」という点では幅広い合意がある一方、開示範囲・粒度・誰が義務を負うかについて大きな隔たりがあると整理していた。 33

立場・媒体	主な評価	方向性
日本新聞協会	「報道コンテンツなどの知的財産の適切な保護を一步前進させるため、重要な内容」と評価。一方、任意参加では海外事業者等への実効性が弱く、改善がなければ法制化も検討すべきと主張。 ⁴¹	肯定+さらに強い規制を要求
AIガバナンス協会	イノベーションと知財保護の両立という目的には賛同。しかし国際競争力、営業秘密、下流事業者の情報非対称、照会対応負荷を問題視。 ⁴²	目的に賛成、手段に慎重
Baker McKenzie	2,000件超の意見から、権利者はより強いトレーサビリティ、産業界は営業秘密・技術的実現可能性・コストを重視していると分析。 ³³	中立的・実務分析
ユアサハラ法律特許事務所・岡本義則弁護士	現行案は「廃止ないし大幅に修正されるべき」と強く批判する一方、任意コードでも開示が訴訟・ベンダー選別等に利用されるので契約対応が必要と指摘。 ⁴³	強い批判、ただし実務対応必須
読売新聞	権利者への学習データ開示を軸に「著作権侵害の懸念」への政策対応として報道。座長一任・事実上了承を強調。 ⁴⁴	権利保護の観点を強調
時事通信	学習データ・収集方法の広い公開、コンプライ・オア・エクスプレイン、海外企業への適用という制度設計を中心に報道。 ¹⁰	制度説明型
共同通信	透明性を通じた「技術革新と知財保護の両立」を主眼として紹介。 ⁴⁵	バランス型
MLex / Law360	8月18日に英語で、日本が生成AIのIP保護・透明性コード案を提示したと速報。モデル、学習工程、学習データの情報開示に着目。 ⁴⁶	国際規制ニュースとして注目

権利者側の肯定論は、「AI学習が適法か違法かをすべて新法で決め直す」のではなく、まず情報非対称を小さくするというコードの性質を評価している。日本新聞協会は、クローラ情報や学習データ開示を評価しながら、RAGに使われる知識データも対象に含めること、権利者が実際に使える粒度で開示すること、目的外利用禁止の誓約を緩和することまで要求した。また任意コードに参加しない海外大手が残れば競争条件が歪むため、政府調達等のインセンティブや、必要なら法制化を求めている。⁴¹

一方、AI産業側の反論は「透明性に反対」ではない。AIGAはコードの目的に明示的に賛同しながら、APIを使うだけの提供者はモデルアーキテクチャや学習データを把握できないこと、開発者にとっては技術情報が競争力そのものであることを指摘し、一律のコンプライ・オア・エクスプレインには問題があるとした。また原則2・3について、照会が大量にあればサービス運営・開発そのものを圧迫すると懸念する。⁴²

専門家の中でも評価は割れている。Baker McKenzieの高瀬賢作弁護士らは、透明性が取引市場で顧客・相手方によるAI事業者評価に使われる可能性を指摘し、企業は機密保護と透明性の両立、権利者・利用者からの問い合わせ対応を準備すべきだとしている。³³ これに対し、ユアサハラの岡本義則弁護士は、任意の公開情報であっても「訴訟等を起こす際の証拠」や事業者選定のスクリーニング情報となり得るため、企業は軽率な開示を避けるべきだと警告し、契約上の秘密情報の定義やコード対応条項を見直す必要があるとする。

⁴³

学界からの当日反応としては、上武大学教授の田中秀臣氏が文化放送で、AIの信頼性や出典確認コストを挙げつつ、開発者側から情報提供があれば対抗的な検証も可能になるとして、

「こういった試みは重要」

と肯定的に評価した。もっとも、これは検討会委員としての発言ではなく、報道番組での研究者コメントである。 47

SNSについては、**定量的な世論調査とみなしてはならない**。現時点では政策・法律・AI専門家による資料共有が中心である。委員の新清士氏は会合当日に、修正版を「最終案に近い」と紹介し「秋をめどに正式版が公表予定とのこと」と投稿した。弁護士の福岡真之介氏は第13回修正版公開を受け、「生成AI事業者は対策を考えないといけないですね」と実務対応の必要性を指摘した。これらは迅速な専門家反応として参考になるが、SNS全体の賛否比率を示すものではない。 48

メディアのフレーミング自体への批判もある。HON.jp News Blogは、読売新聞が「著作権侵害の懸念が根強い」と表現したことに対し、政府資料そのものがその表現をしているわけではないと注意を促した。政策文書の実際の文言と、報道が付与する評価・問題意識を区別して読む必要があることを示す例である。 49

海外では、MLex/Law360が8月18日に英語で報道した一方、本調査でReutersの8月18日・19日の直接的な第13回会合記事は確認できなかった。ReutersはAI学習データ透明性やAI著作権訴訟を継続的に報じているものの、第13回については少なくとも検索時点では国際一般ニュースとして大きく波及していない。したがって、**海外反響は現時点では「専門規制媒体が注視し始めた段階」**と評価するのが妥当であり、今秋の正式版公表後に海外AI企業・法律事務所の反応が本格化する可能性がある。後半は現時点の報道量からの推論である。 50

未解決課題

第13回で大筋了承されたとしても、以下の論点はなお解消されたとはいえない。優先度は、企業の法的・事業上の影響、正式版適用までの時間、紛争時の重大性を基準に本レポートで評価したものである。パブコメでは営業秘密・技術的实现可能性・照会負荷・海外事業者との競争条件が実際に主要争点となっている。 51

- ・【高・法制度】著作権法とソフトローの境界。コードが法的義務ではないのに、政府調達、資金提供、取引先審査、訴訟証拠等を通じて事実上の標準になった場合、「任意」の意味が曖昧になる。日本新聞協会は逆に任意性による実効性不足を問題視しており、双方から制度的不安定性がある。 52
- ・【高・法制度】営業秘密・契約上の秘密と透明性の衝突。学習方法、アーキテクチャ、データ取得先、第三者ライセンス等は競争上重要な情報になり得る。コードは無条件の営業秘密開示を意図しないが、「開示しない理由」の説明自体から情報が推知される可能性がある。 53
- ・【高・実務】サプライチェーン上の情報非対称。APIや第三者モデルを組み込む下流AI提供者は、自社では学習データを把握できない。第13回で対象範囲を絞る方向は示されたものの、顧客への説明責任を果たすには上流ベンダーから情報を取得する契約権が不可欠になる。 34
- ・【高・技術】「特定URLが学習に含まれたか」を回答できるか。大規模学習では取得後のフィルタリング、重複排除、混合、第三者データセット、追加学習等があり、特定作品と最終モデルの関係を常に一意に追跡できるとは限らない。Baker McKenzieはまさにこの技術的实现可能性を主要対立点として挙げている。 33
- ・【高・実務】照会の濫用・大量請求への対応。原則2・3が定着すれば、権利者・利用者から大量の照会が来る可能性がある。手数料・回数制限等は考えられているが、権利救済を実質的に妨げない水準をどう定めるかは未成熟である。 54

- ・【高・国際】海外AI事業者への実効性。日本向け海外サービスも対象とする方針だが、ソフトローである以上、不参加事業者への直接的制裁はない。国内企業だけが詳しい情報を開示して競争上不利になるリスクと、海外企業を含む実効性確保との両立が課題になる。 55
- ・【中・法制度】RAG、ファインチューニング、評価データ、合成データの境界。新聞協会はRAGの「知識データ」も対象に含めるべきと要求している。基盤モデル学習だけを見ればよい時代ではなく、企業内RAGや継続学習をどこまでコード上の学習データとして扱うかが実務上重要になる。 56
- ・【中・技術／倫理】来歴証明技術の限界。電子透かしやC2PAは生成物の由来を示す有力手段だが、すべての生成物・変換・再編集を完全に追跡するものではない。コード案が技術を例示することと、技術的に著作権侵害を証明できることは別問題である。 57
- ・【中・倫理／法制度】プライバシー・個人情報・肖像等との交錯。学習データの透明性を高めるほど、データセット中の個人情報や第三者の機密を不用意に露出する危険も増える。AI知財だけでなく、個人情報保護・営業秘密・契約義務を同じ開示審査で確認する必要がある。AIガバナンス上の横断管理が必要になるとの方向性は既存の政府AIガバナンス政策とも整合する。 58
- ・【中・知財制度】AI発明・AI生成デザイン等への波及。今回のコードは主に生成AI、学習データ、コンテンツ知財を扱うものであり、AIを利用した発明の発明者性・進歩性や生成AIによる大量デザイン生成を直接解決するものではない。知的財産推進計画2026でもAI発明等は別途継続検討事項とされており、企業は「コード対応＝AI時代の知財問題がすべて解決」と考えてはならない。 59
- ・【低～中・制度運用】コンプライ企業のインセンティブ設計。開示する企業だけコスト・訴訟リスクを負い、非参加企業が恩恵を享受する構造では持続しにくい。一方で政府調達等と結び付ければソフトローの実質的強制力が強まる。このバランスは正式版後の運用で決まる。 60

企業影響と実務提言

まず企業を三つに分ける必要がある。A：基盤モデル等を自ら開発して公衆提供する企業、B：第三者モデルを組み込んで生成AIサービスを公衆提供する企業、C：ChatGPT等を社内業務で利用する一般企業である。第13回修正によって受託・研究開発が対象外になる方向であればA・Bのうち公衆提供部分が中心的な宛人となるが、Cであっても調達、知財管理、生成物利用、紛争対応を通じて間接影響を受ける。 61

期間	予想される影響	法務・知財部門の対応
短期： 今後6 か月	正式版公表後、直接対象企業では「受入れるか」「各原則にどう対応するか」の経営判断が必要。AIベンダーへの顧客質問も増える。 4	対象判定、AI・モデル台帳、学習/RAGデータ台帳、透明性ステートメント案、問い合わせ窓口、契約棚卸しを完成させる。
中期： 1～2 年	コンプライ状況が調達・提携・デューデリジェンスの評価項目になり、上流ベンダーの透明性を下流企業が契約で要求する流れが強まる可能性が高い。Baker McKenzieも市場評価への利用可能性を指摘。 33	AI調達標準条項、データライセンス、監査・情報提供、知財補償、照会協力条項を標準化。コード対応をAIベンダー評価票に組み込む。

期間	予想される影響	法務・知財部門の対応
長期：3～5年	日本のソフトローが政府調達・業界規格等と結び付き、実質的市場標準になる可能性。海外でも学習データ透明性制度が進んでおり、複数法域対応が必要になる。Californiaでは2026年から高水準の学習データ概要開示制度が発効している。 ⁶²	日本専用対応ではなく、グローバルな「AIモデル・データ・コンテンツ来歴管理基盤」として統合。法域別の開示差分を一元管理する。

出願戦略。 今回のコード自体は特許の発明者要件や特許性を変更するものではない。しかし、モデルの設計仕様、学習方法を透明性情報として外部公開する可能性があるため、知財部はAIガバナンス部門の公開プロセスに入り、特許出願予定技術・ノウハウ・営業秘密との衝突を事前審査する必要がある。またAIを研究開発に用いる企業では、誰がどのような技術的判断をしたか、AIがどのような役割を果たしたかをR&D記録として残すことが、今後のAI発明論点への備えになる。知的財産推進計画2026もAI技術進展に伴う発明保護を継続課題としている。⁶³

契約・ライセンス。 影響が最も早く現れる領域である。モデル提供契約には、モデル名・バージョン変更通知、学習データ方針、知財保護措置、第三者からの照会時の協力、ログ保存、コード準拠状況、コード内容変更時の再協議を盛り込む必要がある。データ取得契約では、AI学習・ファインチューニング・RAG・評価への利用可否、再利用・サブライセンス、モデル改善利用、生成物への権利、権利留保、第三者請求時の情報提供を細分化すべきである。岡本弁護士も、契約上の秘密情報の範囲やコードに対応する条項追加が必要になり得ると指摘している。⁴³

権利行使。 コンテンツを保有する企業にとっては、原則2は防御義務だけでなく新しい調査経路になり得る。自社作品の正規URL、公開日、原著作者、権利取得チェーン、疑わしいAI出力、プロンプト、取得日時を保存しておけば、照会要件を満たしやすくなる。もっとも、コード上の回答は裁判所の証拠開示命令とは異なり、それだけで侵害成立を証明するものではない。⁶⁴

社内プロセスとAI利用ポリシー。 一般企業は「従業員が生成AIを使ってよいか」だけを定める従来型ポリシーから、①どのサービスを使うか、②どの契約プランか、③入力可能なデータ、④生成物の商用利用前チェック、⑤第三者作品との類似性確認、⑥証拠となるプロンプト・出力ログの保存、⑦AIベンダーのコード対応状況、まで含むポリシーに更新することが望ましい。森・濱田松本法律事務所も、コードがAI提供者の情報開示だけでなく、AI利用企業のサービス選定、利用規程、契約・ガバナンスに影響し得ると分析している。⁶⁵

リスク管理。 特に注意すべきは「説明するために書いた文章」が将来の訴訟・当局対応・顧客クレームで自社の事実認定に利用される可能性である。透明性ステートメントを広報部門だけで作るべきではない。法務、知財、AI開発、セキュリティ、プライバシー、広報の共同承認にし、「現時点で確認できる事実」「技術的に回答不能な事項」「契約上開示できない事項」を区別する必要がある。任意の公開情報も訴訟や事業者選定に使われ得るとの専門家指摘は、この運用リスクを端的に示す。⁴³

直ちに実施するチェックリスト

- ・**[] AIシステム台帳を作る。** 自社開発、外部API、SaaS、RAG、ファインチューニング、社内利用をモデル単位で分類し、「開発者・提供者・単なる利用者」のどれに当たるかを記録する。⁶⁶
- ・**[] データ・ライツ・レジスターを作る。** データ出所、URL、取得日、ライセンス、利用規約、robots.txt等の権利留保、購入・許諾の有無、第三者提供元を紐付ける。海外でもAI企業にこの種のデータ権利台帳を維持する実務が推奨されている。⁶⁷
- ・**[] 透明性ステートメントのドラフトを先に作る。** 原則1の各項目を「開示可能／部分開示／Explain／非該当」に4分類し、正式版公表後に差分修正できる状態にする。⁵⁷

- ・[] 契約の“情報をもらう権利”を追加する。上流AIベンダーに、モデル変更、学習方針、重大な知財請求、コード準拠状況、権利者照会への協力を要求できる条項を設ける。下流事業者の情報不足はパブコメで主要問題となった。⁴²
- ・[] 知財補償条項を再設計する。「生成物侵害は全面補償」「学習データは全面保証」といった粗い条項ではなく、入力データ、基盤モデル、RAGデータ、ユーザー指示、出力後加工の責任を分ける。
- ・[] 権利者・利用者照会SOPを作る。受付窓口、本人・権利確認、対象URL確認、法的手続の有無、目的外利用誓約、技術調査、営業秘密審査、回答承認、証拠保存をワークフロー化する。⁶⁸
- ・[] 出願・営業秘密レビューをAI開示プロセスに接続する。モデル仕様・新技術について、対外公開前に知財部が特許出願予定・営業秘密性を確認する。⁵⁷
- ・[] 生成AI利用規程を更新する。商用コンテンツ生成時には、使用モデル・バージョン、プロンプト、出力、編集履歴、類似性チェック結果を残す。
- ・[] 権利行使の証拠パッケージを作る。自社コンテンツのURL・公開日時・権利チェーンと、疑わしいAI生成物の取得証拠を結び付ける。原則2を実際に使うための準備となる。⁶⁹
- ・[] 業界団体経由で実施指針策定に関与する。特に照会フォーマット、合理的回答期間、営業秘密マスキング、RAGの扱い、OSS・第三者APIの責任分担は、業界共通様式がないと個社コストが大きい。パブコメではまさに実施方法のばらつきが主要争点だった。⁷⁰

社内規程の改定ポイントとしては、「AI利用禁止事項」の追加だけでは不十分である。生成AI利用規程またはAIガバナンスポリシーに、モデル選定基準、知財・データの入力ルール、AI生成物のレビュー、プロンプト・出力保存基準、第三者権利照会時のエスカレーション、コード対応情報の公開承認権限を追加するべきである。さらに情報管理規程では、コードに基づく開示がNDA・営業秘密・個人情報に抵触しないかを横断チェックする例外承認プロセスを設けることが重要である。⁷¹

契約書の改定ポイントは、最低でも「AI利用」「学習・モデル改善」「データ由来」「透明性協力」「知財補償」「ログ・証拠保存」の六群に分けることを推奨する。特に「本サービスの提供に必要な範囲でデータを利用できる」というような包括条項だけでは、基盤モデル学習、顧客別ファインチューニング、RAG、評価、モデル改善のどこまで許すかが不明確になる。コードの透明性要求を契機に、データライセンスの目的を粒度高く定義するのが望ましい。⁷²

社外対応では、企業が単独で政府に要望するより、自社の業界団体を通じ、「合理的な開示粒度」「営業秘密の標準マスキング」「照会の本人確認・濫用防止」「回答不能時の標準Explain」「海外事業者との同等条件」「RAG・OSS・オープンモデルの扱い」を具体的に提案する方が実務的である。新聞協会とAIGAの双方が、それぞれ逆方向から実効性・実施可能性を詳細に指摘したことは、正式版後も運用ルールの形成が重要になることを示している。⁶

総じて、第13回を企業知財部が「著作権ガイドラインの更新」とだけ捉えるのは狭すぎる。今後の競争力を左右するのは、AIモデルそのものではなく、「どのデータを、どの権利根拠で、どのモデルに使い、何を外部に説明できるか」を企業が証拠付きで管理できるかである。コードが法的義務のままでなくても、この情報基盤は契約交渉、M&A/DD、訴訟、調達、出願・営業秘密管理に共用できるため、整備コストは単なるコンプライアンス費用ではなく知財インフラ投資として評価するのが適切である。この評価は、コードの公開事項が市場評価や訴訟証拠にも波及し得るとの専門家分析に基づく本レポートの実務的推論である。⁷³

参考資料

以下は、2026年8月19日時点で確認した主要資料である。政府公式資料を最優先し、その後に通信社・専門媒体・専門家論考を配置した。

種別	資料・発行日・言語	URL
一次資料	知的財産戦略本部「AI時代の知的財産権検討会（第13回）議事次第」 2026-08-18、日本語。第13回資料の公式入口。 8	https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai13/index.html
一次資料	「AI時代の知的財産権検討会（第13回）の開催について」2026-08-12、日本語。日時・開催告知。 74	https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/dai13/index.html
一次資料	AI時代の知的財産権検討会開催一覧、日本語。過去会合・委員一覧・資料への入口。 75	https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/kaisai/index.html
一次資料	第13回資料1「プリンシプル・コード（仮称）（案）（パブリックコメント時点からの修正）」 2026-08-18、日本語。検索インデックスで確認、8/19調査時は直リンク取得が不安定。 76	https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai13/shiryo1.pdf
一次資料	第13回参考資料1「概要開示対象事項 具体例」 2026-08-18、日本語。 77	https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai13/sanko1.pdf
一次資料	e-Gov「プリンシプル・コード（仮称）（案）」 2025-12-26、日本語。パブリックコメント時の全文で、比較基準として最も安定して取得可能。 25	https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000305362
一次資料	e-Gov パブリックコメント 案件詳細、2025-12-26、日本語・英語資料あり。募集期限2026-01-26。 78	https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&id=095251270
一次資料	「パブリックコメントで寄せられた主な意見」第12回資料、2026-04、日本語。営業秘密、技術的困難、事業者負担等を整理。 79	https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai12/shiryo1.pdf
一次資料	「知的財産推進計画2026」 2026-06-12、日本語。AI・知財政策全体の位置付け。 23	https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/keikaku_all.pdf

種別	資料・発行日・言語	URL
業界団体	日本新聞協会「透明性確保が知財保護に重要 AI事業者向け指針案に意見」 2026-01-26、日本語。 41	https://www.pressnet.or.jp/news/headline/260126_16108.html
業界団体	AI Governance Association「プリンシプル・コード案に対して意見を提出」 2026-01-26、日本語。 42	https://www.ai-governance.jp/blog/proposal-260126
法律事務所	Baker McKenzie, “Japan’s ‘Principle Code’ for Generative AI (Part 2): What the Public Consultations Reveal,” 2026-07-29、英語。 33	https://connectontech.bakermckenzie.com/japans-principle-code-for-generative-ai-part-2-what-the-public-consultations-reveal/
法律・特許実務	ユアサハラ法律特許事務所・岡本義則「生成AI…プリンシプル・コード案」 2026-05-08、日本語。 契約・訴訟リスクを厳しく評価。 43	https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/6343/
専門媒体	商事法務 CODE「生成AIのプリンシプル・コード、早ければ今秋にも適用へ 受託・研究開発は対象外、海外勢にも適用」 2026-08-18、日本語。 37	https://code.shojihomu.jp/document/01a012bfbe636ed66d4c0154
通信社	時事通信「AI事業者は学習データ開示＝政府、知財保護へ基本指針案」 2026-08-18、日本語。 nippon.com転載。 10	https://www.nippon.com/ja/news/yjj2026081800841/
通信社	共同通信「政府、AI学習データの開示要請」 2026-08-18、日本語。 OANDA転載。 45	https://www.oanda.jp/lab-education/market_news/kn_2026081801001258/
主要紙	読売新聞「著作権侵害の懸念根強いAIの学習データ、一定の条件で開示…」 2026-08-18、日本語。 座長一任・事実上了承を報道。 44	https://www.yomiuri.co.jp/politics/20260818-GYT1T00012/

種別	資料・発行日・言語	URL
海外専門媒体	MLex / Law360 “Japan unveils draft generative-AI code on IP protection, transparency,” 2026-08-18、英語。 46	https://www.mlex.com/mlex/artificial-intelligence/articles/2514585/japan-unveils-draft-generative-ai-code-on-ip-protection-transparency
専門ニュース	HON.jp News Blog、第13回資料へのコメント、 2026-08-19、日本語。政府文言と報道フレーミングの差を指摘。 49	https://hon.jp/news/1.0/0/59559
専門家・当日反応	文化放送「生成AIの『学習データ』開示へ知的財産保護の重要性」2026-08-18、日本語。上武大学・田中秀臣教授コメント。 47	https://www.joqr.co.jp/news/article/180806/

現時点での未確認事項は、①第13回正式議事録本文に基づく全委員・政府関係者の実出席名簿、②各委員の逐語的発言、③座長一任後の最終修正箇所、④正式名称から「仮称」「案」が外れる時点、⑤正式な適用開始日、⑥政府への届出実務・受付様式、⑦受託・研究開発除外の最終的な定義と境界、である。これらは8月18日の「大筋了承」と、今後の「正式決定」を明確に区別して管理すべき事項である。 80

1 8 AI時代の知的財産権検討会（第13回）議事次第

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai13/index.html?utm_source=chatgpt.com

2 39 40 44 80 著作権侵害の懸念根強いA Iの学習データ、一定の条件で開示…生成A I事業者が守るべき基本原則案を有識者会議に提示 (2026年8月18日掲載) - ライブドアニュース

<https://news.livedoor.com/topics/detail/32095407/>

3 25 28 66 生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性 ...

https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000305362&utm_source=chatgpt.com

4 27 34 37 61 AI時代の知的財産権検討会（第13回）——生成AIの ...

https://code.shojihomu.jp/document/01a012bfbe636ed66d4c0154?utm_source=chatgpt.com

5 26 33 70 73 Japan’s “Principle Code” for Generative AI (Part 2): What the Public Consultations Reveal - Connect On Tech

<https://connectontech.bakermckenzie.com/japans-principle-code-for-generative-ai-part-2-what-the-public-consultations-reveal/>

6 41 52 56 60 透明性確保が知財保護に重要 AI事業者向け指針案に意見 | ヘッドライン | すべてのヘッドライン | 日本新聞協会

https://www.pressnet.or.jp/news/headline/260126_16108.html

7 29 30 31 32 53 54 57 63 64 67 68 69 72 public-comment.e-gov.go.jp

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000305362>

9 74 AI時代の知的財産権検討会（第13回）

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/dai13/index.html?utm_source=chatgpt.com

10 36 38 55 A I 事業者は学習データ開示＝政府、知財保護へ基本指針案 | nippon.com

https://www.nippon.com/ja/news/yjj2026081800841/?cx_recs_click=true

11 知的財産戦略本部

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/?utm_source=chatgpt.com

12 14 15 16 17 18 19 20 「AI 時代の知的財産権検討会」の開催について

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai8/shiryo1.pdf?utm_source=chatgpt.com

13 21 76 1 生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明 ...

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai13/shiryo1.pdf?utm_source=chatgpt.com

22 77 生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護 ...

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai13/sanko1.pdf?utm_source=chatgpt.com

23 59 知的財産推進計画2026

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/keikaku_all.pdf?utm_source=chatgpt.com

24 Internal Error

35 45 政府、A I 学習データの開示要請

https://www.oanda.jp/lab-education/market_news/kn_2026081801001258/?utm_source=chatgpt.com

42 71 「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」に対して意見を提出しました | AI Governance Association

<https://www.ai-governance.jp/blog/proposal-260126>

43 生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性 ...

https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/6343/?utm_source=chatgpt.com

46 50 Japan unveils draft generative-AI code on IP protection, ...

https://www.mlex.com/mlex/artificial-intelligence/articles/2514585/japan-unveils-draft-generative-ai-code-on-ip-protection-transparency?utm_source=chatgpt.com

47 生成AIの「学習データ」開示へ 知的財産保護の重要性 | 文化放送

<https://www.joqr.co.jp/news/article/180806/>

48 「知的財産権」のYahoo!リアルタイム検索

[https://search.yahoo.co.jp/realtime/search?](https://search.yahoo.co.jp/realtime/search?ei=UTF-8&md=h&p=%E7%9F%A5%E7%9A%84%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%A8%A9&rkf=1&utm_source=chatgpt.com)

[ei=UTF-8&md=h&p=%E7%9F%A5%E7%9A%84%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%A8%A9&rkf=1&utm_source=chatgpt.com](https://search.yahoo.co.jp/realtime/search?ei=UTF-8&md=h&p=%E7%9F%A5%E7%9A%84%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%A8%A9&rkf=1&utm_source=chatgpt.com)

49 講談社「NOVEL DAYS」終了へなど 日刊出版ニュースまとめ ...

https://hon.jp/news/1.0/0/59559?utm_source=chatgpt.com

51 79 パブリックコメントで寄せられた主な意見

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai12/shiryo1.pdf?utm_source=chatgpt.com

58 人工知能関連技術の研究開発及び活用の適性確保に関する ...

https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_guideline/ai_guideline.html?utm_source=chatgpt.com

62 Trade secrets and the Training Data Transparency Act

https://www.reuters.com/legal/legalindustry/trade-secrets-training-data-transparency-act--pracin-2026-05-18/?utm_source=chatgpt.com

65 知的財産推進計画2026～「集団的・組織的な権利行使を可能とする ...

https://www.morihamada.com/ja/insights/newsletters/141516?utm_source=chatgpt.com

75 AI時代の知的財産権検討会

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/kaisai/index.html?utm_source=chatgpt.com

78 「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性 ...

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?>

CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&id=095251270&utm_source=chatgpt.com